

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 12 月 □

申請者 フリガナ 氏名又は名称 エヌエスリノベーションカブシキガイシャ
 •N S リノベーション株式会社
 住所 〒550-0012
 大阪府大阪市西区立売堀四丁目2番21号
 代表者氏名 サイトウ タカシ
 •代表取締役 齊藤 太嘉志
 電話番号 06-6684-8439
 FAX番号 06-6684-8459
 メールアドレス onishi-y@suiri.co.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者		
--------------------	--	--

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 ・ 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 ・ 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 ・ 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 ・ 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 ・ 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 ・ 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第10（水道法施行規則第34条関係）

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 12 月 日

届出者

氏名又は名称 N S リノベーション株式会社
住 所 大阪府大阪市西区立売堀四丁目 2 番 21 号
代表者 氏名 代表取締役 齊藤 太嘉志

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	エヌエスリノベーションカブシキガイシャ N S リノベーション株式会社		
住 所	〒550-0012 大阪府大阪市西区立売堀四丁目 2 番 21 号		
フリガナ 代表者の氏名	サイトウ タカシ 代表取締役 齊藤 太嘉志		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員 取締役	コクボ カズノリ 小久保 和則	—	令和 年 月 日
役員 取締役	サワダ ミノル 澤田 稔	—	令和 年 月 日
役員 監査役	マエダ ヒデキ 前田 英樹	クリタニ ケイ 栗谷 圭	令和 年 月 日
郵便番号	〒541-0043	〒550-0012	令和 年 月 日
本店及び事業所の住所	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目 4 番 6 号	大阪府大阪市西区立売堀四丁目 2 番 21 号	令和 年 月 日
電話番号	06-6222-4481	06-6684-8439	令和 年 月 日
FAX番号	06-6222-4751	06-6684-8459	令和 年 月 日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和4年12月19日

申請者

氏名又は名称 N S リノベーション株式会社
住 所 大阪府大阪市西区立売堀四丁目2番21号
代表者氏名 代表取締役 齊藤 太嘉志

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪市西区立売堀四丁目2番21号
NSリノベーション株式会社

会社法人等番号	1200-01-238633	
商 号	NSリノベーション株式会社	
本 店	<u>大阪市中央区高麗橋四丁目4番6号</u>	
	大阪市西区立売堀四丁目2番21号	令和 4年11月14日移転
		令和 4年11月14日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	令和3年6月25日	
目的	1. 建築工事業一式の設計、施工、管理 <u>2. 土木工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>3. 大工工事業、左官工事業、屋根工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>4. 内装仕上工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>5. 建具工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>6. 造園工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>7. 管工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>8. さく井工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>9. 水道施設工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>10. 給水装置工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>11. 清掃施設工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>12. 電気工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>13. 機械器具設置工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>14. 防水工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>15. 塗装工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>16. 消防施設工事業一式の設計、施工、管理</u> <u>17. 防災設備、消防設備の保守、管理、点検</u> <u>18. 防虫駆除予防工事の施工</u> <u>19. 貯水槽および給水槽の修理、清掃、消毒ならびに管理</u> <u>20. 排水管の清掃</u> <u>21. 水質分析検査</u> <u>22. 水処理装置の設計、施工、管理</u> <u>23. 衛生設備の設計、施工、管理</u> <u>24. 各種浄水薬剤販売</u> <u>25. 産業廃棄物の運搬およびその処理</u> <u>26. 上記各号に附帯関連する一切の事業</u>	
	1. 建築工事業一式の設計、施工、管理 2. 土木工事業一式の設計、施工、管理 3. 大工工事業、左官工事業、屋根工事業一式の設計、施工、管理	

	<p>4. 内装仕上工事業一式の設計、施工、管理 5. 建具工事業一式の設計、施工、管理 6. 造園工事業一式の設計、施工、管理 7. 管工事業一式の設計、施工、管理 8. さく井工事業一式の設計、施工、管理 9. 水道施設工事業一式の設計、施工、管理 10. 給水装置工事業一式の設計、施工、管理 11. 清掃施設工事業一式の設計、施工、管理 12. 電気工事業一式の設計、施工、管理 13. ガス工事業一式の設計、施工、管理 14. 機械器具設置工事業一式の設計、施工、管理 15. 防水工事業一式の設計、施工、管理 16. 塗装工事業一式の設計、施工、管理 17. 消防施設工事業一式の設計、施工、管理 18. 防災設備、消火設備の保守、管理、点検 19. 防虫駆除予防工事の施工 20. 貯水槽および給水槽の修理、清掃、消毒ならびに管理 21. 排水管の清掃 22. 水質分析検査 23. 水処理装置の設計、施工、管理 24. 衛生設備の設計、施工、管理 25. 各種浄水薬剤販売 26. 産業廃棄物の運搬およびその処理 27. 上記各号に附帯関連する一切の事業</p> <p>令和 3年 9月 27日変更 令和 3年 10月 1日登記</p>
発行可能株式総数	1万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>5株</u>
	発行済株式の総数 <u>900株</u> 令和 3年 9月 28日変更 ----- 令和 3年 10月 1日登記
	発行済株式の総数 <u>1000株</u> 令和 3年 9月 30日変更 ----- 令和 3年 10月 1日登記
資本金の額	金10万円
	金4億5000万円 令和 3年 9月 28日変更 ----- 令和 3年 10月 1日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

大阪市西区立売堀四丁目2番21号
NSリノベーション株式会社

	当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。 令和 3年 9月 27日変更 令和 3年 10月 1日登記	
役員に関する事項	取締役 <u>吉村就太</u>	令和 3年 10月 1日辞任 ----- 令和 3年 10月 1日登記
	取締役 <u>安田浩</u>	令和 3年 9月 27日就任 ----- 令和 3年 10月 1日登記
	取締役 <u>油井博</u>	令和 3年 9月 27日就任 ----- 令和 3年 10月 1日登記
	取締役 <u>祖父江慧太</u>	令和 3年 9月 27日就任 ----- 令和 3年 10月 1日登記
	取締役 <u>小久保和則</u>	令和 3年 9月 30日就任 ----- 令和 3年 10月 1日登記 ----- 令和 4年 3月 31日辞任 ----- 令和 4年 4月 28日登記
	取締役 <u>澤田稔</u>	令和 3年 9月 30日就任 ----- 令和 3年 10月 1日登記 ----- 令和 4年 3月 31日辞任 ----- 令和 4年 4月 28日登記
	取締役 <u>齊藤太嘉志</u>	令和 3年 10月 1日就任 ----- 令和 3年 10月 1日登記
	東京都豊島区高松一丁目22番1-901号 <u>代表取締役 吉村就太</u>	令和 3年 10月 1日辞任 ----- 令和 3年 10月 1日登記

大阪市西区立売堀四丁目2番21号
NSリノベーション株式会社

	大阪市中央区南本町一丁目6番7-3505号 代表取締役 齊藤太嘉志	令和3年10月 1日就任 ----- 令和3年10月 1日登記
	監査役 前田英樹	令和3年 9月27日就任 ----- 令和3年10月 1日登記 ----- 令和4年 4月15日辞任 ----- 令和4年 4月28日登記
	監査役 粟谷圭	令和4年 4月15日就任 ----- 令和4年 4月28日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。	令和3年 9月27日設定 令和3年10月 1日登記
会社分割	令和3年9月30日大阪市中央区高麗橋四丁目4番6号日本水理株式会社から分割	令和3年10月 1日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 令和3年 9月27日設定	令和3年10月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 令和3年 9月27日設定	令和3年10月 1日登記
登記記録に関する事項	設立	令和3年 6月25日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(大阪法務局管轄)

令和4年11月30日

大阪法務局
登記官

武田 恵美



NS リノベーション株式会社

定 款

令和3年12月1日 作成

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、NS リノベーション株式会社と称し、英文では、NS Renovation Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事業一式の設計、施工、管理
2. 土木工事業一式の設計、施工、管理
3. 大工工事業、左官工事業、屋根工事業一式の設計、施工、管理
4. 内装仕上工事業一式の設計、施工、管理
5. 建具工事業一式の設計、施工、管理
6. 造園工事業一式の設計、施工、管理
7. 管工事業一式の設計、施工、管理
8. さく井工事業一式の設計、施工、管理
9. 水道施設工事業一式の設計、施工、管理
10. 給水装置工事業一式の設計、施工、管理
11. 清掃施設工事業一式の設計、施工、管理
12. 電気工事業一式の設計、施工、管理
13. ガス工事業一式の設計、施工、管理
14. 機械器具設置工事業一式の設計、施工、管理
15. 防水工事業一式の設計、施工、管理
16. 塗装工事業一式の設計、施工、管理
17. 消防施設工事業一式の設計、施工、管理
18. 防災設備、消火設備の保守、管理、消毒ならびに管理
19. 防虫駆除予防工事の施工
20. 貯水槽および給水槽の修理、清掃、消毒ならびに管理
21. 排水管の清掃
22. 水質分析検査
23. 水処理装置の設計、施工、管理
24. 衛生設備の設計、施工、管理
25. 各種浄水薬剤販売
26. 産業廃棄物の運搬およびその処理
27. 上記各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関構成)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、10,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当会社は、その株式に係る株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第9条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載等の請求)

第10条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。但し、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主と

する。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第 13 条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 14 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に、臨時株主総会は随時必要に応じてこれを招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故、又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、法令に別段の定めがある場合を除き、会日より 1 週間前までに、議決権を有する株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第 15 条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、法令に別段の定めがある場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第 16 条 株主総会の議長は、代表取締役がこれに当たる。代表取締役に事故、又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 当会社の株主は、その有する当会社株式 1 株につき 1 個の議決権を有する。

- ② 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多數をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

（株主総会への報告の省略）

第19条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。但し、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（株主総会議事録）

第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第22条 当会社の取締役は、3名以上とする。

（取締役の選任方法）

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。

（代表取締役）

第25条 当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

(取締役会に関する事項)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるものほか、取締役会において定めるところによる。

(取締役会の招集、招集権者及び議長)

第 27 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の 1 週間前までに発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮しまたは招集手続を省略することができる。

② 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故、又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 29 条 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役との責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監 査 役

(監査役の員数)

第 32 条 当会社の監査役は、1 名以上とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 捕欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役との責任限定契約)

第 35 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 38 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の期末配当をすることができる。

- ② 前項のほか、当会社が必要と認めるときは、株主総会の決議によって、剰余金の臨時配当をすることができる。
- ③ 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める中間配当をすることができる。
- ④ 配当財産（中間配当金を含む）が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
- ⑤ 配当財産には、利息は付けない。

第 7 章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額)

第 39 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金 100,000 円とする。

(設立時役員)

第 40 条 当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 吉村就太
設立時代表取締役 吉村就太

(最初の事業年度)

第41条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から令和4年3月31日までとする。

(発起人の氏名又は名称及び住所並びに割当てを受ける設立時発行株式の数等)

第42条 当会社の発起人の氏名又は名称及び住所並びに発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数及びその払込金額は、次のとおりである。

東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号
発起人 一般社団法人ゼロ
普通株式 5株 金100,000円

(設立時の資本金の額)

第43条 当会社の設立に際して出資される財産の全額を資本金とすることとし、当会社の設立時の資本金の額は、金100,000円とする。

(設立時の本店所在場所)

第44条 当会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。
大阪市中央区高麗橋四丁目4番6号

(定款に定めのない事項)

第45条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当会社の定款に相違ありません。

2022年12月1日

NSリノベーション株式会社

代表取締役 齊藤太

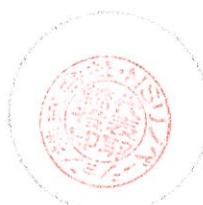


この写しは原本と相違ないことを証明します。

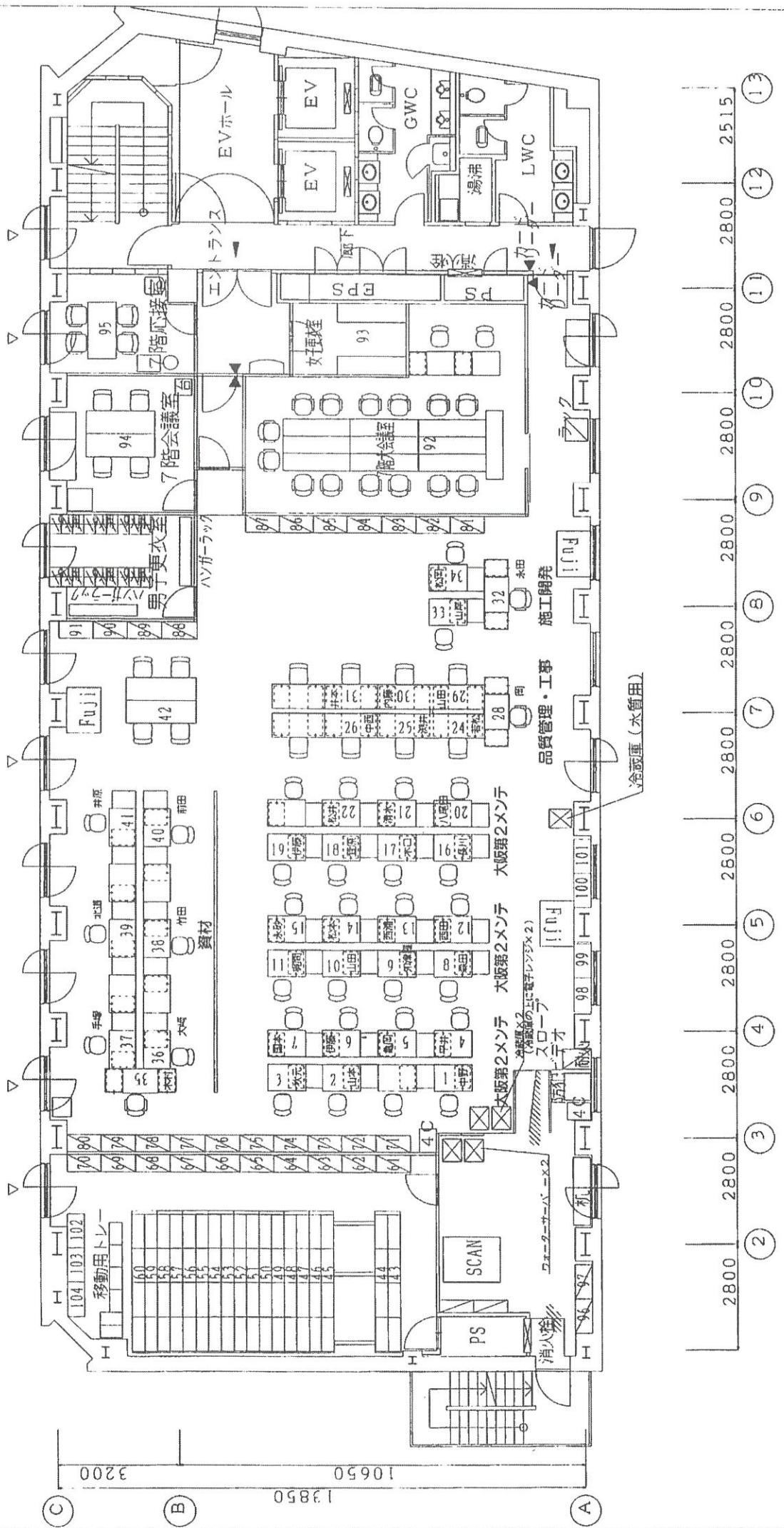
令和4年12月19日

NSリノベーション株式会社

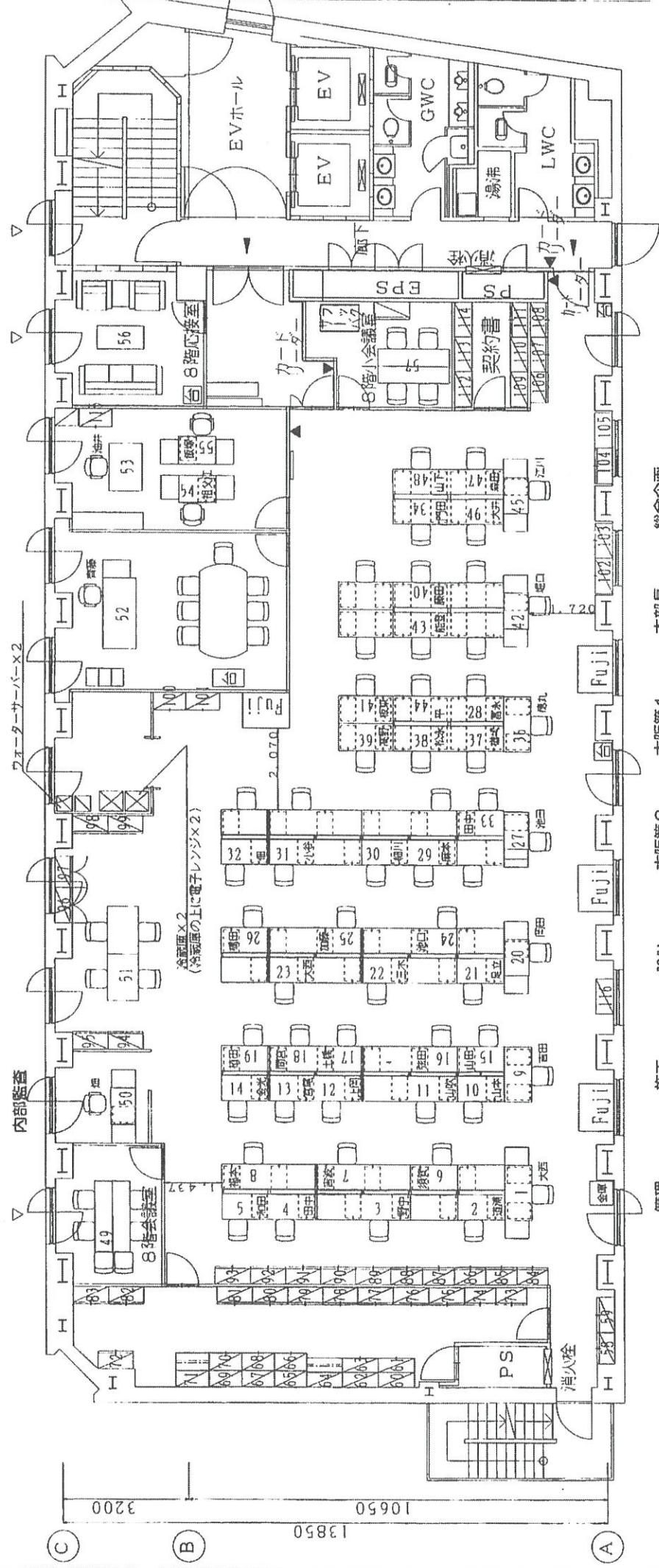
代表取締役 齊藤太嘉志







7階計画図 1/100



8階 計画図 1/100

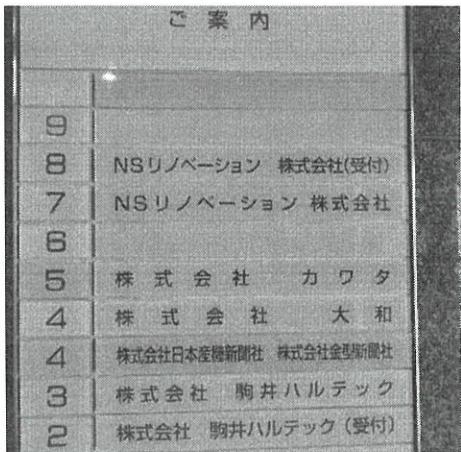
工单号	客户姓名	地址	电话	日期	状态	操作
A-3	张三	上海市徐汇区漕河泾开发区漕宝路1234号	13812345678	2022-8-17	待取件	预约
B-4	李四	上海市浦东新区陆家嘴环路1234号	13812345678	2022-8-17	已送达	签收
C-5	王五	上海市静安区南京西路1234号	13812345678	2022-8-17	已送达	签收

事業所写真

事業所外観



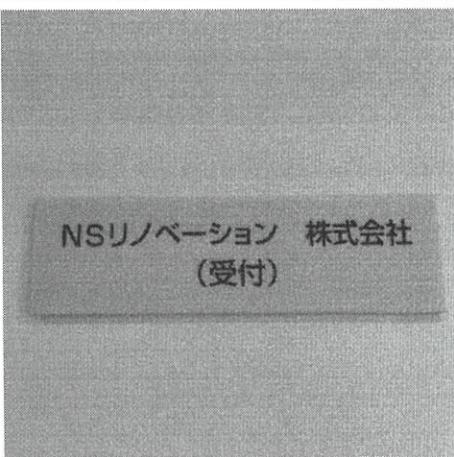
ビル案内板



受付



受付看板



許可票・登録票



事業所内部



遅延理由書

この度は、弊社における役員変更及び本店移転に関して 30 日以内に届出をしなければならないところ、本日まで遅延してしまったこと、深くお詫び申し上げます。

遅延理由は、担当者の交代時期と届出時期が重なり、業務の引き継ぎが十分でなかった点にございます。

今後は、関係法令を遵守し、再びこのようなことがないよう十分に注意致しますので、恐れ入りますが、お取り計らいのほど宜しくお願ひ申し上げます。

令和 4 年 12 月 19 日

大阪府大阪市西区立売堀四丁目 2 番 21 号

N S リノベーション株式会社

代表取締役 齊藤 太嘉志

委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

1 代理人 住所 大阪府大阪市城東区関目5丁目6-12
日商アークビル501

氏名 行政書士 濱田 忠徳
(行政書士会登録番号 18260767)

電話 090-9889-3238

2 指定給水装置工事事業者の変更届に関する書類作成、届出代理、
補正、その他当該変更届に関する一切の件。

令和4年12月19日

所 在 地 大阪府大阪市西区立売堀四丁目2番21号

委任者 法人名 NSリノベーション株式会社

代表者氏名 代表取締役 齊藤 太嘉志

